

○総務省令第二十二号

地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）の規定に基づき、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成二十年総務省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(監査報告書等の記載事項)</p> <p>第二十六条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。以下同じ。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。以下同じ。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>一 監査報告書 次に掲げる事項</p> <p>イ 監査を実施した会計監査人の意見に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 当該意見に係る監査の対象となった財務諸表の範囲</p> <p>(2) 監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令（法及び法に</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(監査報告書等の記載事項)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 監査の対象</p>

基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。)及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて

ロ|| イ(2)に掲げる意見の根拠

ハ|| 第十四条の規定による注記に係る事項

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

ニ|| 監査の対象となった決算報告書が、全ての重要な点において法第

四十八条の規定に基づき機構が定める会計に関する事項についての規程に準拠して作成されているかどうかについての意見

ホ|| ニに掲げる意見の根拠

ヘ|| 〔略〕

ト|| 理事長及び監事の責任

チ|| 監査を実施した会計監査人の責任

リ|| 〔略〕

二|| 中間監査報告書 次に掲げる事項

〔新設〕

〔新設〕

ロ|| 理事長の責任

ハ|| 監査を実施した会計監査人の責任

ニ|| 監査の対象となった財務諸表が、機構関係法令(法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。)及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

ホ|| 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているかどうかについての意見

〔新設〕

ヘ|| 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

ト|| 〔同上〕

二|| 〔同上〕

イ 中間監査を実施した会計監査人の意見に関する次に掲げる事項

(1) 当該意見に係る中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲

(2) 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び

一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して

、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及び

びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している

かどうかについての意見

ロ イ(2)に掲げる意見の根拠

ハ 第十四条の規定による注記に係る事項

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

ニ 〔略〕

ホ 理事長及び監事の責任

ヘ 中間監査を実施した会計監査人の責任

ト 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

イ 中間監査の対象

〔新設〕

〔新設〕

ロ 理事長の責任

ハ 中間監査を実施した会計監査人の責任

ニ 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般

に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該

中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッ

シュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうか

についての意見

ホ 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

ヘ 〔同上〕

2 前項第一号イに掲げる監査の対象は、監査の対象となった財務諸表等

の範囲について記載するものとする。

3 第一項第一号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記

〔削る〕

載するものとする。

- 一 財務諸表等の作成責任は理事長にあること。
- 二 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

4|| 第一項第一号ハに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
- 二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨
- 三 監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
- 四 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。
- 五 監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によつて行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。
- 六 監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。
- 七 財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためではないこと。
- 八 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

2|| 第一項第一号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 「略」

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

三 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨

3|| 第一項第一号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が監査の対象となった財務諸表に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見と

5|| 第一項第一号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 「同上」

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

〔新設〕

した理由

ロ 実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由

四 第一項第一号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、監査の対象となった財務諸表が不適正である理由

〔削る〕

4 第一項第一号へに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であつて、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

5 第一項第一号トに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げ

6 第一項第一号ホに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従つて、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった決算報告書が、除外事項を除き、予算の区分に従つて、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が決算報告書に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従つて、決算の状況を正しく示していないものと認められる旨及びその理由

7 第一項第一号へに掲げる事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

〔新設〕

る事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 理事長の責任 次に掲げる事項

イ 財務諸表等を作成する責任があること。

ロ 財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ 継続法人の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二 監事の責任 財務報告に係る過程を監視する責任があること。

6|| 第一項第一号チに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

四 監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

五 監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。

〔新設〕

六 財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

七 継続法人の前提に関する理事長の評価について検討すること。

八 監事と適切な連携を図ること。

〔削る〕

7 第一項第二号イ(2)に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

三 中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨

8 第一項第二号ロに掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

8 第一項第二号イに掲げる中間監査の対象は、中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲について記載するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

- 一 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨
- 二 中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。
- 三 第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項
 - イ 除外事項及び当該除外事項が中間監査の対象となった中間財務諸表に与えている影響並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由
 - ロ 実施できなかった重要な中間監査手続及び当該重要な中間監査手続を実施できなかった事実が影響する事項並びにこれらを踏まえて前項第二号に掲げる意見とした理由
- 四 第一項第二号イ(2)に掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、中間監査の対象となった中間財務諸表が有用な情報を表示していない理由

〔削る〕

〔削る〕

9|| 第一項第二号ロに掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間財務諸表の作成責任は理事長にあること。
- 二 中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は理事長にあること。

10|| 第一項第二号ハに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務

〔削る〕

諸表に対する意見を表明することにあること。

二 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三 中間監査の基準は中間監査を実施した会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

四 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

五 中間監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること。

六 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した会計監査人の判断によること。

七 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するた
めのものではないこと。

八 中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

11|| 第一項第二号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見 中間監査の対象となった中間財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る

9|| 第一項第二号ニに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等その他の事項であつて、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

10|| 第一項第二号ホに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 理事長の責任 次に掲げる事項

イ 中間財務諸表を作成する責任があること。

ロ 中間財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ 継続法人の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任が

中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表が、除外事項を除き機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表に与えている影響又は実施できなかった重要な中間監査手続及び当該事実が影響する事項

三 中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨の意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表が有用な情報を表示していない旨及びその理由

12|| 第一項第二号ホに掲げる事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

〔新設〕

あること。

二 監事の責任 財務報告に係る過程を監視する責任があること。

11| 第一項第二号へに掲げる中間監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 中間監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにあること。

二 一般に公正妥当と認められる中間監査の基準は中間監査を実施した会計監査人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 中間監査は分析的手続等（分析的手続、質問及び閲覧をいう。）を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

四 中間監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討していること。

五 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した会計監査人の判断によること。

六 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

七 継続法人の前提に関する理事長の評価について検討すること。

〔新設〕

八 監事と適切な連携を図ること。

12 会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第二号イ(2)に定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号イ(2)又は第二号イ(2)の意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

(内部統制監査報告書の記載事項)

第三十二条 第三十条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、業務執行社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明又は特定証明であるときは、当該指定証明に係る指定社員又は当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 内部統制監査を実施した会計監査人の意見に関する次に掲げる事項

イ 当該意見に係る内部統制監査の対象となった内部統制報告書の範囲

ロ 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る

13 会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合又は同項第二号ニに定める意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ニ又は第二号ニの意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

(内部統制監査報告書の記載事項)

第三十二条 第三十条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、会計監査人が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、業務執行社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。ただし、指定証明又は特定証明であるときは、当該指定証明に係る指定社員又は当該特定証明に係る指定有限責任社員である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならない。

一 内部統制監査の対象

内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

二 前号ロに掲げる意見の根拠

三 理事長及び監事の責任

四 略

〔削る〕

〔五・六 略〕

〔削る〕

2 前項第一号ロに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、

一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示していると認め

〔新設〕

二 理事長の責任

三 同上

四 内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

〔五・六 同上〕

2 前項第一号に掲げる内部統制監査の対象は、内部統制監査の対象となつた内部統制報告書の範囲について記載するものとする。

〔新設〕

られる旨

三 不適正意見 内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が、不適正である旨

3|| 第一項第二号に掲げる意見の根拠は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 内部統制監査が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して行われた旨

二 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

三 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第二号に掲げる意見の区分である場合には、次のイ又はロに掲げる事項

イ 除外事項及び当該除外事項が財務諸表監査に与えている影響

ロ 実施できなかった重要な監査手続及び当該重要な監査手続を実施できなかった事実が財務諸表監査に与えている影響

四 第一項第一号ロに掲げる意見が前項第三号に掲げる意見の区分である場合には、内部統制監査の対象となつた内部統制報告書が不適正である理由及び当該内部統制報告書が不適正であることが財務諸表監査に与えている影響

4|| 第一項第三号に掲げる理事長及び監事の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 理事長には、財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作成の責任があること。

〔新設〕

3|| 第一項第二号に掲げる理事長の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 財務報告に係る内部統制の整備及び運用並びに内部統制報告書の作

二 監事には、財務報告に係る内部統制の過程を監視する責任があること。

三 〔略〕

5 第一項第四号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 〔略〕

〔削る〕

二 五 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

成の責任は理事長にあること。

〔新設〕

二 〔同上〕

4 第一項第三号に掲げる内部統制監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 〔同上〕

二 内部統制監査に当たって、会計監査人が一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して監査を実施したと。

三 六 〔略〕

七 内部統制監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。

5 第一項第四号に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外した不適切な事項及び当該除外事項が財務諸表

- 6 「略」
- 7 会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第一号口に掲げる意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号口に掲げる意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。

様式第三号

- 【表紙】
- 【提出書類】
- 【根拠条文】 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条
- 【事業年度】 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
- 【法人名】 地方公共団体金融機構
- 【英訳名】
- 【代表者の役職氏名】
- 【主たる事務所の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】

監査に及ぼす影響又は実施できなかった重要な監査手続等及び当該事実が財務諸表監査に及ぼす影響

- 三 不適正意見 内部統制監査の対象となった内部統制報告書が、不適正である旨及びその理由並びに財務諸表監査に及ぼす影響

- 6 「同上」
- 7 会計監査人は、重要な監査手続が実施されなかったこと等により、第一項第四号の意見を表明するための基礎を得られなかった場合には、同項の規定にかかわらず、同号の意見の表明をしない旨及びその理由を内部統制監査報告書に記載しなければならない。

様式第三号

- 【表紙】
- 【提出書類】
- 【根拠条文】 地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第19条
- 【事業年度】 第 期（自 年 月 日 至 年 月 日）
- 【法人名】 地方公共団体金融機構
- 【英訳名】
- 【代表者の役職氏名】
- 【主たる事務所の所在の場所】
- 【電話番号】
- 【事務連絡者氏名】
- 【最寄りの連絡場所】
- 【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】

【法人情報】

第 1 [略]

第 2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

[削る]

2 [略]

[削る]

[削る]

3 【財政状態、経営成績、及びキャッシュ・フローの状況の分析】

4 【経営上の重要な契約等】

第 3 [略]

第 4 【機構の状況】

1 [略]

[削る]

2 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】

第一部 【法人情報】

第 1 [同左]

第 2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

2 【対処すべき課題等】

3 [同左]

4 【経営上の重要な契約等】

5 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

[新設]

[新設]

第 3 [同左]

第 4 【機構の状況】

1 [同左]

2 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(2) 【役員状況】

男性 名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

[新設]
[新設]

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期

(3) 【監査の状況】

(4) 【役員報酬等】

第5・第6 [略]

(記載上の注意) [略]

[新設]
[新設]
第5・第6 [同左]
(記載上の注意) [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下この条において「改正後機構財会省令」という。）第二十六条の規定は、令和二年三月三十一日に終了する事業年度に係る財務諸表及び決算報告書の監査証明について適用する。また、改正後機構財会省令第三十二条の規定は、令和二年三月三十一日に終了する事業年度に係る内部統制報告書の監査証明について適用する。